（情報本部）防衛事務官　斉藤　和重
経済産業省へ出向させる
（装備施設本部調査研究室長）
同　三井　吉澄
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構へ出向させる（以上九月一日）
（情報本部）防衛事務官　三原　祐和
防衛部員に任命する
大臣官房企画官を命ずる
（大臣官房参事官）防衛書記官　田部井貞明
人事教育局給与課長を命ずる
（警察庁九州管区警察局広域調整部長）警視長　池田　正
防衛事務官に任命する
装備施設本部総務課勤務を命ずる
装備施設本部調査研究室長事務代理を命ずる
（人事教育局給与課長）防衛書記官　本橋　克広
警察庁へ出向させる（以上九月五日）
（南関東防衛局長）防衛事務官　深山　延暁
防衛書記官に任命する
大臣官房審議官を命ずる
（南関東防衛局次長）防衛技官　渡邉　一浩
南関東防衛局長代理を命ずる（以上九月八日）
（情報本部情報官）防衛事務官　佐竹　基
防衛書記官に任命する
人事教育局人事計画・補任課長を命ずる
内閣官房へ出向させる（兼任）
（経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課長）経済産業事務官　菅原　隆拓
防衛書記官に任命する
人事教育局厚生課長を命ずる
（人事教育局人事計画・補任課長）防衛書記官　森　佳美
防衛事務官に任命する
防衛大学校総務部長を命ずる
（人事教育局厚生課長）同　川嶋　貴樹
防衛事務官に任命する
情報本部情報官を命ずる
（経済産業省大臣官房審議官（基準認証担当））経済産業事務官　山本　達夫
防衛事務官に任命する
南関東防衛局長を命ずる
（南関東防衛局次長）防衛技官　渡邉　一浩
南関東防衛局長代理を解く
（防衛大学校総務部長）防衛事務官　辻　秀夫
近畿中部防衛局次長を命ずる
（防衛医科大学校事務局総務部長）同　河村　延樹
経済産業省へ出向させる（以上九月十二日）
（大臣官房秘書課付）防衛部員　内田　真
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構へ出向させる（九月十五日）
防衛大臣補佐官　西元　徹也
同　及川　耕造
退職を承認する（各通）（九月二十七日）
（佐世保造修補給所副所長）一等海佐　齋川　浩樹
海上幕僚監部総務部経理課経理調整官を命ずる
兼ねて経理班長を命ずる
（横須賀地方総監部経理部長）同　新田　章人
海上幕僚監部首席会計監査官を命ずる
（海上幕僚監部総務部経理課経理調整官兼経理班長）同　副島　尚志
横須賀地方総監部経理部長を命ずる
（海上自衛隊幹部学校付）同　西川　康彦
呉造修補給所貯油所長を命ずる
（海上自衛隊艦船補給処計画部長）同　千々和　健
佐世保造修補給所副所長を命ずる
（海上自衛隊艦船補給処長）同　五領田良介
海上自衛隊東京業務隊付を命ずる
（海上幕僚監部首席会計監査官）
同　松浦　清
海上自衛隊艦船補給処長を命ずる
（呉造修補給所貯油所長）同　今村　仁
海上自衛隊艦船補給処計画部長を命ずる（以上十月三日）
（第11航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　江藤　裕之
派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く
（第1航空隊副長）同　飯塚　一三
兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる（以上十月十日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４１０号
埼玉県比企郡小川町大字奈良梨924番地
債務者　村上　敬
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１９９号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目974番地の65
債務者　森本　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
大阪府羽曳野市誉田２丁目２番６号、前住所大阪府羽曳野市古市３丁目９番15号
債務者　高橋　寿浩
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５７号
堺市西区上670番地１　ファミールハイツ鳳Ⅲ番館205号
債務者　井上　雅裕
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
北海道恵庭市緑町２丁目４番１－404号
債務者　神　一志
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２０号
札幌市北区篠路７条６丁目１番12号
債務者　荒木　聡
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４８号
埼玉県北本市荒井３丁目75番地
債務者　太田　弘
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係